



住宅用火災警報器の 設置費用を助成しています



◆助成内容

	新規設置			取り替え・増設・連動型への変更	
	要支援者のいる世帯 住民税非課税世帯	住民税課税世帯		すべての世帯	
		単 独 型	連 動 型	単 独 型	連 動 型
補助率	無償で町が配布します	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
上限額	-	10,000円	20,000円	10,000円	20,000円

※助成金額に100円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

◆助成の方法

- 要支援者世帯と非課税世帯(未設置世帯が対象)
…町が無償で配布します
- 課税世帯(新規設置・取替)
…購入後、必要書類を町へ提出してください



〈必要書類など〉

- ①小野町住宅用火災警報器緊急設置促進事業報告書
(役場にあります)
- ②住宅用火災警報器を購入したときの領収書または
レシート(コピーをとってお返しします)
- ③住宅用火災警報器の保証書
(コピーをとってお返しします)
- ④助成金の振込先が確認できるもの
(通帳、キャッシュカードの写しなど)
- ⑤印鑑(シャチハタ不可)

◆助成の対象

- ①町内に住所を有する方が、現に居住している住宅に
設置するものであること
- ②日本消防検定協会の合格表示がされている煙感知式
警報器であること
※台所などに設置する熱感知式警報器は助成対象に
なりません
- ③法令で義務付けられた箇所に設置するものであること
(寝室および寝室がある階の階段など)
- ④設置後、概ね10年が経過し交換時期を迎えている
警報器を取り替える場合、増設する場合、または単
独型から連動型に変更する場合
- ⑤平成30年11月21日以降に購入したものまで遡って
助成します

◆助成受付期間 3月15日(金)まで

◆住宅用火災警報器の助成に関する Q&A

質 問	回 答
1 寝室と階段以外分も購入しましたが、そちらも助成の対象になりますか。	助成対象はあくまでも消防法で義務付けられている部分になります。
2 現在は寝室ではありませんが、親戚などが来た際などは寝室として使っている部屋にも付けた場合は助成対象となりますか。	通常は使用していなくても、寝室として使う予定がある場合は寝室1部屋の扱いとして助成対象になります。
3 自分では設置できないので電気店に設置までしてもらいました。領収書は総額でもらっています。全額助成対象になりますか。	今回の助成は機器購入分のみになります。このため、総額の場合には機器代金がかかる書類を付けるか、領収書を分けての発行をお願いします。
4 一度申請しましたが、追加で購入したので、申請したいのですが、可能ですか。	消防法で義務付けられた箇所への設置分であれば可能です。
5 3個セットで売っていたものを購入しました。寝室は2階に1部屋です。階段と寝室に付け、あと一つは居間に付けました。助成は購入分のみでいただけますか。	消防法で義務付けられた箇所への設置分を助成対象とするため、居間に設置した部分については対象になりません。

問 町民生活課 ☎72-6933